平塚市産学共同研究事業化支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内中小企業者等又は農水産業者等が大学等と共同して行う研究（以下「共同研究」という。）について、新製品の開発、技術研究・試作等の技術開発による事業化を促進し、地域産業界の活性化を図るため、補助金等の交付に関する規則（昭和５４年規則第４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　市内中小企業者等　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者又は小規模企業者で、市内に事業所を設置している者をいう。

（２）　農水産業者等　市内に住所を有する者であって、農業若しくは漁業を営んでいる者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。

（３）　大学等　大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、国公立試験研究機関及び独立行政法人の試験研究機関、その他市長が認めるものをいう。

（４）　直接経費　共同研究を実施するにあたり、研究に直接的に必要な経費をいう。

（５）　間接経費　直接経費に対して一定比率で手当てされるもので、研究機関の管理等に必要な経費をいう。

（補助対象者）

第３条　補助の対象となるものは、次のすべてに該当しなければならない。

（１）　引き続き１年以上事業を営み、市税の滞納のない市内中小企業者等又は農水産業者等であること

（２）　大学等との共同研究に係る契約を締結していること

（３）　大学等との共同研究を実施する主体（事業所）が市内に存在している又は共同研究の成果として実用化・商品化される製品や技術等を用いることとなる主たる拠点が市内事業所になることが相当程度見込まれること

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費は、当該年度に要する大学等との共同研究に係る経費（消費税及び地方消費税額を除いたもの）で、次に掲げるもののうち市長が適当と認めるものとする。

（１）特別支援枠

別表第１に掲げるテーマに関連する次に掲げる経費

・製品の開発及び改良に関する経費

・技術の開発及び改良に関する経費

・製造又は生産方法の開発及び改良に関する経費

・さがみロボット産業特区を活用する目的で委託・外注により行う市場調査に関する経費

・その他市長が特に必要と認めるもの

（２）一般支援枠

特別支援枠に掲げるテーマに関連しないもので次に掲げる経費

・製品の開発及び改良に関する経費

・技術の開発及び改良に関する経費

・製造又は生産方法の開発及び改良に関する経費

・さがみロボット産業特区を活用する目的で委託・外注により行う市場調査に関する経費

・その他市長が特に必要と認めるもの

２　前項の支援枠のいずれに該当するかは、共同研究の主たる目的を基準として判断するものとする。

３　補助対象経費に算入できる間接経費の額は、直接経費の２０％を上限とする。

４　補助対象となる経費に充てるために収入する国庫支出金等の特定の財源がある場合は、それらを控除した額を補助対象経費とみなす。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、予算の範囲内で別表第２に基づき算出された金額とする。

２　別表第２のいずれの段階に該当するかは、当該年度に実施する共同研究の主たる状況を基準として判断するものとする。

３　前２項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

（補助金の事前申請）

第６条　第８条に規定する交付申請を行う予定がある者（以下「申請予定者」という。）は、平塚市産学共同研究事業化支援補助金事前申請書（第１号様式）に次の書類を添えて、別表第３に定める期間内に市長に事前申請をするものとする。

（１）　事業計画書（第２号様式）

（２）　収支予算書（第３号様式）

２　申請予定者は、対外的に非公表を希望する事項がある場合、非公表希望事項調書（第４号様式）を添付することができる。ただし、非公表を希望する事項は、必要最小限、かつ、非公表とする合理的な理由がなければならない。

（補助金の事前申請受理通知）

第７条　市長は、前条の規定による補助金の事前申請について、その内容を審査し、適当と認めたときは、平塚市産学共同研究事業化支援補助金事前申請受理通知書（第５号様式）により申請予定者に通知する。

２　前期に事前申請受理の通知を受けたものを前期事前申請受理者、後期に事前申請受理の通知を受けたものを後期事前申請受理者とする。

（補助金の交付申請）

第８条　前期事前申請受理者及び後期事前申請受理者は、平塚市産学共同研究事業化支援補助金交付申請書（第６号様式）に次の書類を添えて、別表第４に定める期間に市長に申請をするも

のとする。

（１）　事業計画書（第２号様式）

（２）　収支予算書（第３号様式）

（３）　大学等との共同研究等の契約書の写し

（４）　市税完納証明書

（５）　登記事項証明書又はこれに代わるもの

（６）　平塚市産学共同研究事業化支援補助金事前申請受理通知書の写し

（７）　その他市長が特に必要と認めるもの

２　第６条第２項の規定は、前項の場合に準用する。

（補助金の交付決定の通知）

第９条　市長は、前条の規定による補助金の交付申請については、その内容を審査し、平塚市産学共同研究事業化支援補助金交付決定通知書（第７号様式）により、申請者に通知するものとする。

２　前項の規定に基づき、補助の対象とすることを決定した申請者を補助事業者という。

（変更申請）

第１０条　補助事業者は、事業計画書の内容に大幅な変更が生じた場合又は前条の規定に基づく交付決定の金額に変動が生じることが明らかな場合は、平塚市産学共同研究事業化支援補助金変更申請書（第８号様式）を市長に提出しなければならない。

２　事業計画書の内容の大幅な変更とは、次のいずれかに該当するものとする。

（１）　特別支援枠として交付決定を受けている共同研究の内容が、別表第１に掲げるテーマから逸脱するおそれが生じた場合

（２）　その他、交付決定を受けた内容に重要な影響を及ぼすおそれが生じた場合

（変更決定）

第１１条　市長は、前条の規定による変更申請について、その内容を審査し、平塚市産学共同研究事業化支援補助金変更決定通知書（第９号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実施状況の現地確認）

第１２条　市長は、第９条又は前条の規定に基づく通知後６か月以内に補助事業者の共同研究の状況を現地確認する。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

２　補助事業者は、前項の規定に基づく現地確認の際に、必要な説明を行い、調査に協力しなければならない。

（実績報告書）

第１３条　補助事業者は、当該事業又は年度の終了後３０日以内に、平塚市産学共同研究事業化支援補助金実績報告書（第１０号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　事業報告書（第１１号様式）

（２）　収支決算書（第１２号様式）
（３）　支出を証する書類の写し
（４）　その他市長が必要と認める書類

（額の確定通知）
第１４条　市長は、前条の規定により提出された書類の内容を審査し、適当と認めたときは、平塚市産学共同研究事業化支援補助金額の確定通知書（第１３号様式）を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）
第１５条　補助事業者は、前条の規定による通知を受け取ってから１０日以内に補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）
第１６条　市長は、前条の規定により提出された請求書の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）
第１７条　市長は、次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し又は変更し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合、補助事業者は、速やかに補助金の全部又は一部の返還に応じなければならない。
（１）　補助対象となる年度計画に定められた共同研究事業を中止したとき
（２）　補助条件に違反したとき
（３）　虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
（４）　補助対象となる年度計画の変更により補助金の交付額を減額すべきとき
（５）　その他市長が補助金の返還を求めることが妥当と判断したとき

（補助対象からの排除）
第１８条　市長は、平塚市暴力団排除条例（平成２３年条例第９号）第８条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としないものとする。
（１）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
（２）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団
（３）　法人であって、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
（４）　法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの
２　市長は、交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
３　市長は、必要に応じて、補助金の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第１項各

号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（補助事業者の責務）

第１９条　補助事業者は、市長が補助金を交付した年度の翌年度から５年間、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

（１）　共同研究の成果に関して対外的に発表等を行う際に、本補助金を充てていることを明示するとともに、事前に本市に連絡すること

（２）　会計帳簿その他証拠となるべき書類により、補助金が交付された共同研究に係る経費に関する書類を保存すること

（３）　共同研究の進捗等に関する本市からの問い合わせに誠実に対応するよう努めること

（その他）

第２０条　この要綱に定めるもののほか、平塚市産学公共同研究事業化支援補助金を交付することについて必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（平塚市産学共同研究事業化支援補助金交付要綱の廃止）

２　平塚市産学共同研究事業化支援補助金交付要綱（令和３年３月２５日施行）は、廃止する。

（経過措置）

３　この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について適用し、同日前に、廃止前の旧平塚市産学共同研究事業化支援補助金交付要綱に基づき交付の申請があった補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。

（有効期限）

４　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年５月２４日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

特別支援枠のテーマ	脱炭素社会の実現	２０５０年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする『２０５０年カーボンニュートラル脱炭素社会の実現』に貢献するサービスや技術に関する研究

別表第２（第５条関係）

	各段階において実施する内容	特別支援枠	一般支援枠
研究段階	・基礎研究から応用研究への展開 ・将来的な性能の目標値の設定 ・実用化、商用化に向けたコスト分析	補助対象経費の １／２以内 （上限２００万円）	補助対象経費の １／２以内 （上限１００万円）
実証段階	・プロトタイプが機能することの確認 ・実用化、商用化に向けた実用型モデルの実証段階	補助対象経費の ２／３以内 （上限３００万円）	
実用化・商用化段階	・製造、導入プロセスを含めて、実際の導入環境における実証が完了 ・開発機器、システムの改良が完了し、実用化、商用化に向けた水平展開段階		

※いずれの段階に該当するかは、当該年度に実施する共同研究の主たる状況を基準として判断最も適切な１つを選択

別表第３（第６条関係）

	前期	後期
事前申請期間	４月１日から４月３０日まで	１０月１日から１０月３１日まで

※窓口提出の場合は、上記の期間の平日午前８時３０分から午後５時１５分まで

別表第４（第８条関係）

	前期事前申請受理者	後期事前申請受理者
交付申請期間	９月３０日まで	３月３１日まで

※窓口提出の場合は、上記期間の平日午前８時３０分から午後５時１５分まで